

# 「冬桜の宿神泉」の指定管理者(第2期)募集

問合せ 経済観光課きらり観光室 ☎0495-77-0703

町では、公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入しています。  
今回、「冬桜の宿神泉」について、管理運営していただける法人・団体を募集します。

## 指定管理者が行う業務

- ①施設等の利用に関する業務
- ②施設等の利用に係る料金の収受に関する業務
- ③施設等の維持管理に関する業務
- ④管理運営上、町が特に必要と認める業務

## 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 応募対象者

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県内のいずれかに事業所(本店又は支店)若しくは営業所を有し、指定期間中安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人又は団体であること。

## 募集要項等の配布期間

平成28年6月6日(月)から6月30日(木)まで(土・日・祝日を除く。)  
※要項等は町のホームページからダウンロードできます。

## 現地説明会

6月27日(月)午前10時より

## 申請の受付期間

7月22日(金)から7月28日(木)まで

## 要項配布場所・申請書提出及び問い合わせ先

神川町役場 経済観光課きらり観光室 ☎0495-77-0703  
※申請書は、町のホームページからもダウンロードできます。申請は持参に限ります。

## 施設の概要

所在地	神川町大字矢納1431番地1
設置時期	平成16年4月1日
建物概要	構造：地上2階ひのき造、地下1階RC造 敷地面積：9,000.20㎡ 延床面積：2,086.60㎡ 施設内容：宿泊室13、会議室、研修室、レストラン、男女大浴場 など

# 地域おこし協力隊がんばっています！

問合せ 経済観光課きらり観光室 ☎0495-77-0703

地域おこし協力隊員は、都市地域から過疎地域等へ住民票を移動し、一定期間地域に居住して地域おこしの支援や住民の生活支援などを行うものです。任期は1～3年で、町の観光を中心としたPRや音楽による地域活性化活動を行っています。

村上賢一さん(矢納)  
着任日:平成27年10月1日

神川におこせよ  
ムーブメント!!

## 今後の主な活動予定

- 町内イベント等への協力
- 健康づくり体操の企画制作
- ダンス教室開催
- ご当地アイドルの立ち上げ
- 下久保ダムご当地ヒーロー立ち上げ協力

## これまでの主な活動状況

- コスモスまつり協力(ゲスト手配、音響等)
- 冬桜まつり協力(ゲスト手配、音響、ステージ足場設置等)
- 冬桜取材協力(フジテレビ「めざましテレビ」)
- 中央公民館ふれあいコンサート制作協力(ゲスト手配等)
- 町内施設におけるCM等撮影協力  
(本庄フィルムコミッションとの連携)
- ・ 旧神泉中…トヨタパッソ(マツコロイド出演、Web限定版) アイドルミュージックビデオ他
- ・ 矢納発電所跡…バンドグループのミュージックビデオ撮影
- 城峯公園春まつり協力(ゲスト手配、音響等)
- ご当地アイドル立ち上げのための調査研究
- 下久保ダムご当地ヒーロー立ち上げに関する協力  
(神川町、藤岡市(鬼石総合支所)、下久保ダム管理所との連携)
- 観光地美化活動(矢納フィッシングパーク)
- (株)ヤマキ醸造春の御用蔵まつり協力(音響)

# 活用しよう！農業関連補助事業

問合せ 経済観光課農政担当  
☎0495(77)0703

## ① 認定農業者支援事業

### 対象者

認定農業者に該当し、現在の経営規模を維持拡大し、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれる者

### 対象経費

新規作物・新技術の導入等に必要  
な機械・施設に要する経費

### 補助率等

補助率…対象経費の3分の1以内  
限度額…50万円

※申請後、「神川町農業支援事業認定審査会」に諮ります。

※申請締切…8月31日(水)まで

## ② 特産品振興事業

### 対象者

梨を生産・販売する農業者

### 対象経費

苗木・土壌処理剤の購入及び抜根に要する経費

### 補助率等

補助率…対象経費の2分の1以内  
限度額…5万円

※申請締切…11月30日(水)まで

## ③ 獣害防除対策事業

### 対象者

農産物を販売する農業者

### 対象経費

獣による農作物被害を防除するために設置するネット・電気柵等設置にかかる資材経費

### 補助率等

補助率…対象経費の2分の1以内  
限度額…10万円

## ④ 新規就農青年奨励金

### 対象者

専ら農業に従事する18歳以上45歳未満の新規就農者

### 奨励金の額

10万円

※全ての補助事業に更に詳細な条件があります。申請前にお問合せください。

## 農地の適正な管理をお願いします！

農地の売買・贈与・貸借及び農地法による許可が必要で、法律に違反した場合には罰則が科されるなど厳しく規制されています。また、農地所有者には農地の適正管理が義務付けられています。

これからの時期は、雑草が生い茂り、道路を覆い、通行に支障をきたすこともあります。農地は、大切な資源です。適正な農地管理をお願いします。



# 神川町農業委員会からのごお願い

問合せ 農業委員会事務局(経済観光課内)  
☎0495(77)0703

## 農地を相続したら、農業委員会への届出を

農地を相続した場合、その農地の所在する市町村の農業委員会への届出(農地法3条の3第1項)が義務付けられています。

近年、農地を相続したが、農業を継承していないので農地の所在がわからない事例も見受けられます。相続をした農地の利用方法(貸したい。売りたい。)も含め届出をお願いします。

なお、届出書は、農業委員会事務局に備えてあります。

農業委員会は、原則として市町村ごとに設置されている行政委員会です。

神川町では委員22人(選挙委員15人、選任委員7人)で構成され、農地の権利移動、遊休農地の解消措置などの法令手続業務を行っています。

また、農業者の公的代表機関として、農地の利用調整(農地の貸借、規模拡大等)などにも取り組んでいます。